

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 3 4

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について
【令和7年度後期（判定期間：令和7年9月1日～令和8年2月28日）】
- 令和8年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定の照会について
- システムの計画停止に伴う「審査会日程確認」「情報提供」の取り扱いについて
- 要介護・要支援認定者状況（令和8年1月末日現在）
- 介護保険最新情報について

居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について

【令和7年度後期（判定期間：令和7年9月1日～令和8年2月28日）】

このことについて、次のとおりご提出をお願いします。

※計算方法の間違いを今も運営指導で指摘を受ける事業所があります。最もその紹介件数の多い事業所ではなく、最もその紹介件数の多い法人で計算してください。

1. 判定期間：令和7年度後期（令和7年9月1日～令和8年2月28日）

2. 提出が必要な事業所

○いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えている場合

※正当な理由の有無にかかわらず提出が必要です。

○特定事業所集中減算の適用の有無が前回の判定から変更になる場合

3. 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

③特定事業所集中減算届出書（様式1）

④（必要に応じて）「正当な理由」に関する添付書類（様式2～4他）

4. 提出期限：令和8年3月15日（日曜日）必着

5. 提出先：長野市地域包括ケア推進課 企画・管理担当

※原則、厚生労働省が提供する「電子申請届出システム」でご提出ください。

電子申請届出システムについて（長野市ホームページにリンクします）

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005871.html>

6. その他

・提出書類の様式、通知等については、長野市ホームページに掲載しています。

長野市トップページ → MENU → 健康・医療・福祉 → 高齢者福祉・介護

→ 介護保険に関する事業者向け情報 → 居宅介護支援 → 居宅介護支援の介護給付費算定に係る届出（特定事業所集中減算届出）

または、以下の URL からご確認ください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101200/p006076.html>

* 特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算について以下の点にご注意ください。

① 紹介率最高法人の占める割合の計算方法

$$\frac{\text{(訪問介護に関する紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数)}}{\text{(判定期間における居宅サービス計画総数)}} \times 100$$

② 「判定期間における居宅サービス計画総数」の数え方

● 居宅サービス計画の数は、「実際にサービスが提供され、給付管理を行った計画数」

〈例〉 Aさんの9月分のプランを8月末に作成したところ、9月1日から体調悪化で入院し、退院が10月上旬であったため、9月中にAさんの居宅サービスの利用実績が全くなかった場合。
→9月分の給付管理は行われなことから、Aさんについては9月分の居宅サービス計画数はゼロとなります。

● 国保連への請求が遅れる場合は、実際にサービスが行われた月の計画件数として取り扱う

〈例〉 Bさんの9月分の居宅サービス計画を8月末に作成し、9月にサービス提供を行ったが、利用者の区分変更により、9月サービス提供分の国保連への請求を10月に行わず、1月遅れの11月に行った場合。
→国保連への請求が何月に行われたかに関わらず、実際にサービスが提供された月の計画件数として取り扱うため、Bさんについては9月分の居宅サービス計画数として数えます。

● 複数の事業所、複数の法人を位置付けた居宅サービス計画については、サービスの種別ごとに数える

〈例〉 Cさん 9月分サービス利用表

訪問介護	株式会社 a ○○ヘルパーステーション
訪問介護	株式会社 a △△ヘルパーステーション
通所介護	株式会社 b ●●デイサービスセンター
通所介護	株式会社 c ▲▲デイサービスセンター
福祉用具貸与	株式会社 d ××レンタル事業所

→当該プランでは、福祉用具貸与の事業所は1か所のみですが、訪問介護と通所介護については2か所の事業所が位置づけられています。Cさんについては、訪問介護のプラン1件・通所介護のプラン1件、福祉用具貸与のプラン1件として、それぞれ数えます。

③「訪問介護に関する紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」の数え方

●複数の事業所、複数の法人を位置付けた居宅サービス計画については、法人ごとに数える

※今年度、市内の事業所において、通所介護サービスを経営する法人ごとに集計を行うべきところ、通所介護サービスの事業所ごとに集計している事例がありました。

改めて、計算方法についてご確認ください。(介護保険最新情報 Vol.1304 参照)

〈例〉

A通所介護サービス事業所（C法人）を位置付けた居宅サービス計画数 1,600 件

B通所介護サービス事業所（C法人）を位置付けた居宅サービス計画数 1,000 件

通所介護サービス事業所を位置付けた居宅サービス計画の数 3,200 件

【誤った計算】

$$\frac{\text{(最も多いA通所介護サービス事業所の計画数)} \quad 1,600}{\text{(通所介護サービス事業所を位置付けた居宅サービス計画の数)} \quad 3,200} \times 100 = 50(\%)$$

【正しい計算】

$$\frac{\text{(最も多いC法人の通所介護サービス事業所の計画数：A+B)} \quad 2,600}{\text{(通所介護サービス事業所を位置付けた居宅サービス計画の数)} \quad 3,200} \times 100 = 81.25(\%)$$

*紹介率最高法人の割合が80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算となりませんが、長野市が審査した結果、記載された理由を不相当と判断した場合は、減算が適用されることとなります。

*すべての居宅介護支援事業所は、特定事業所集中減算届出書（様式1）を届出の必要性の有無にかかわらず、2年間保存することになっています。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL：026-224-7935

Eメール：houkatsucare@city.nagano.lg.jp

令和8年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定の照会について

長野県介護支援課から、令和8年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定の照会について周知依頼がありました。補助を希望される場合は、【別紙1】を参照いただき、期限までに必要書類をご提出ください。

問い合わせ先：長野県健康福祉部 介護支援課 介護人材係
TEL：026-235-7129

システムの計画停止に伴う「審査会日程確認」「情報提供」の取り扱いについて

このことについて、令和8年3月4日（水）にシステムの計画停止を予定しています。つきましては、次のとおり取り扱いますのでご了承ください。

1. 審査会日程確認

3月3日（火）の16時30分から3月5日（木）の9時30分まで対応できません。

2. 情報提供

4日（水）に発行事務ができないため、3日（火）の事前連絡分は6日（金）から、4日（水）の事前連絡分は9日（月）から受け取りが可能です。（4日（水）を営業日から抜いて算定してください。ただし、時間外間近に提出いただいた分は、さらに翌営業日になることがあります。午前中など余裕をもってご連絡ください。）

問い合わせ先：介護保険課 認定担当
TEL：026-224-7891
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

【要介護・要支援認定者状況】 (令和8年1月末日現在 地区別認定者数：21,343人)

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1地区	50	56	103	40	38	44	24	355
第2地区	101	110	200	90	85	109	57	752
第3地区	91	100	140	62	41	72	38	544
第4地区	33	32	49	20	25	28	16	203
第5地区	30	35	69	28	21	41	11	235
芹田地区	200	184	303	140	135	166	87	1,215
古牧地区	130	116	282	141	136	146	77	1,028
三輪地区	169	165	298	144	97	108	74	1,055
吉田地区	147	144	270	96	89	100	82	928
古里地区	114	89	185	92	67	103	51	701
柳原地区	74	38	101	56	42	44	21	376
浅川地区	51	76	116	65	50	71	44	473
大豆島地区	59	55	158	72	53	75	56	528
朝陽地区	99	105	213	99	86	106	65	773
若槻地区	183	182	347	127	121	183	101	1,244
長沼地区	21	15	35	16	15	20	14	136
安茂里地区	208	200	338	131	120	167	85	1,249
小田切地区	12	16	32	9	10	15	11	105
芋井地区	34	13	42	17	23	21	11	161
篠ノ井地区	389	307	594	245	213	348	194	2,290
松代地区	192	158	302	143	127	187	93	1,202
若穂地区	136	90	172	83	72	93	44	690
川中島地区	199	176	327	176	124	206	95	1,303
更北地区	273	215	431	197	153	212	138	1,619
七二会地区	17	25	43	21	5	18	9	138
信更地区	32	22	40	25	30	21	11	181
豊野地区	113	57	167	90	57	90	43	617
戸隠地区	35	12	64	30	39	56	26	262
鬼無里地区	21	13	53	20	16	14	15	152
大岡地区	40	8	27	11	9	10	4	109
信州新町地区	90	26	84	34	44	63	40	381
中条地区	44	6	61	12	26	27	5	181
市外	19	7	41	18	23	33	16	157
合計 (現存者)	3,406	2,853	5,687	2,550	2,192	2,997	1,658	21,343

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 1468】

科学的介護情報システム（LIFE）第1回説明会の動画及び説明資料の公開について

【介護保険最新情報 Vol. 1469】

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市